

# ホームページ公開用

## 平成31年1月23日 定例教育委員会 会議録

### 1 開催日時及び場所

- ・平成31年1月23日（水） 午後2時30分 ～ 午後3時15分
- ・教育委員会室

### 2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木禎
委員	野原正美	教育次長	堀貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	服部和也
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
委員	近藤恵里	教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管（義務）	早川剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		学校支援課教育主管（高校）	森岡孝文
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

### 3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号及び議第2号について非公開とすることを決定。

### 4 会議録

平成30年12月25日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

### 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
<b>報第1号</b>	<b>職員の表彰について（非公開案件）</b>
	<p>職員の表彰について報告し、承認された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成</p>
<b>報第2号</b>	<b>教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）</b>
	<p>教育に関する事務に係る議案に係る意見について報告し、承認された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成</p>
<b>議第1号</b>	<b>不利益処分に関する審査請求に係る事務の委任について（非公開案件）</b>
	<p>不利益処分に関する審査請求に係る事務の委任について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>
<b>議第2号</b>	<b>教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）</b>
	<p>教育に関する事務に係る議案に係る意見について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成</p>
<b>事務局報告（政策）</b>	
(1) 分限免職処分取消等請求事件に係る状況報告	
教 職 員 課 長	<p>「分限免職処分取消等請求事件に係る状況報告」についてご説明する。本事案は、今年度既に2回、定例教育委員会において説明している事案で、県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止に伴って分限免職処分となった元県職員2名からの、処分取消等を求める訴訟に対応したものである。平成30年4月の定例教育委員会において、「第1審判決を不服とした原告側からの控訴事件に対する訴訟事務代理人の選任及び事務委任」について承認をいただき、同じく8月の定例教育委員会にて、「控訴審判決の結果及び判決結果を不服とする原告側からの上告」についてご報告したところだが、この度、提起された上告に対する、最高裁判所の審理結果の通知を受けたことから、その最終報告を行うものである。資料16頁及び17頁をご覧ください。「2 経過」には、平成24年3月のアカデミー廃止に伴う分限免職処分以降の、一連の争訟の状況について記載している。第1審、第2審ともに、県勝訴の結果となったが、平成30年7月13日付けで、原告側から、最高裁判所に対して、上告及び上告受理申立てが行われたものである。最高裁判所の審理結果を4つ目の項目に記載しているが、平成30年12月25日付けで、「上告を棄却、上告を受理しない」旨の決定がなされたところである。その理由として、民事訴訟法の各条項に照らし合わせて、その判断が行われたもので、今回の決定を以て、一連の裁判は終結となる。結果としては、県の勝訴ということで終わったということで、これをもって報告を終了する。</p>
稲本委員	<p>この結果を以て、完全に終結したわけだが、最高裁判所というのは、法律の細かい違反があるのかどうかを問うのではなく、根本的なところを問うべきなのにも関わらず、こんな小さいことをあげてもしょうがないと判断したように読み取れる。つまり、上告すること自体を認めなかったということによいか。</p>

## ホームページ公開用

教 職 員 課 長	まず、上告についての法律として、民事訴訟法第312条を記載しているが、これは、裁判における判決に憲法に対する誤りがあること、その他憲法違反があることを理由に上告することが出来るが、これにあらず、憲法違反の事案ではないことから、棄却している。次に、上告受理申立てについては、県勝訴の判決が最高裁判所の判例と相反する判断であること、事件の解釈に関する重要な事項がある場合には上告審として事件を受理しなければならないが、これに該当するものがないため、上告審としての受理は行わないと結論づけたものである。
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（１）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教 育 総 務 課 長	資料18頁から20頁をご覧ください。岐阜県における全国レベルの表彰の、12月分を取りまとめている。資料18頁はスポーツ部門、資料19頁は文化部門、資料20頁はその他の部門と、それぞれの大会の表彰を紹介している。スポーツ部門では、平成30年度第71回全国高等学校バスケットボール選手権大会で岐阜女子高等学校が優勝した。
<b>（２）平成30年度教育委員行事予定について</b>	
教 育 総 務 課 長	資料21頁及び22頁に今後の行事予定を記載している。
稲 本 委 員	4月以降の予定はまだ決定していないのか。
教 育 総 務 課 長	4月以降の具体的な日程については、まだお示しできる状況にない。
<b>閉会</b>	
午後3時15分、閉会を宣言する。	